

摂津市人権行政推進計画改訂案に対する意見募集結果

- ・意見募集期間 平成 25 年 5 月 1 日～14 日
- ・意見提出 3 人 7 件

番号	寄せられたご意見	市の考え方
1	<p><子ども><高齢者><障害者><女性>に対する施策の追加の提案 (提案理由)</p> <p>(1) 子ども・高齢者・障害者・女性については、「市民の意識(人権問題に関する市民意識調査)」結果(30-33、これは改訂案のページ数、以下同じ)に掲載されていますが、「4 具体的施策・計画」(19～25)には、ほとんど反映されていないので、重要性を考え追加した方がよいと思います。</p> <p>(2) 市民の意識(30)には、人権問題があると答えた市民が、障害者、女性、高齢者、子どもの順に多くなっており、この市民の意見に応える必要があると考えました。</p> <p>(3) これらの人々は社会の弱者と言われ、何らかの保護が必要です。特に人権侵害につながる虐待や暴力は、防止するとともに未然に防止対策を講ずることが不可欠です。</p> <p>(4) その対策として以下のとおり、子ども、高齢者、障害者、女性ごとに、施策・現状調査、相談機関も掲載しておく、後々市民にとっては役に立つと思います。</p> <p><子ども> =子どもに関連する政策は、ほかの政策に優先する=</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策 ①子どもに対する虐待・暴力対策 ②自殺の予防対策 ③待機児童の解消 <p>「こどもの日」こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する(原文)。この原点に立ち返り再検討することが肝要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状調査 「虐待防止ネットワーク会議(新設)」や子どもに関する相談窓口の相談件数や内容などの集計・分析に基づいた対策を講ずることが重要です。 ・相談機関 児童相談所全国共通ダイヤル、教育センター・児童相談課 	<p>子ども、高齢者、障害者、女性の人権問題の重要性は、市としても認識しています。</p> <p>しかし、計画書の「4 具体的施策・計画」の構成は対象者別に構成しておりませんので、計画書には 21 ページの(3)人権擁護の①人権擁護活動の推進の項目に、特に重点的に取り組むべき「虐待や暴力」についての文言のみ追記します。</p> <p>子ども、高齢者、障害者、女性については、それぞれを対象とする分野別計画がありますので、それに基づき、施策・現状調査を進めています。</p> <p>相談窓口については、広く市民に周知できるよう、自治振興課において各種相談を一覧にした「市民相談のご案内」を作成しています。</p>

番号	寄せられたご意見(概要)	市の考え方
	<p>・意見等</p> <p>ア. 児童に対する虐待は、実母(60.4%)と実父(25.1%)によって行われており、虐待につながる家庭の状況は、経済的困難(31.5%)、両親の心身の状態(30.7%)、一人親家庭(25.9%)等とも言われており、実に驚くべき実態です。</p> <p>イ. 最も信頼ができ安心と安全を保証しなければならない両親が、ひどい仕打ちをするのは理解できませんが、特に女性の本能である母性愛を取り戻すよう心掛けなければなりません。</p> <p>ウ. 児童を虐待から救うためには、親族や隣近所の人たちが注意深く見守り、少しでもおかしいと思えば、早期に上記の相談機関に通報や連絡をするように周知しておくことが大切です。</p> <p><高齢者></p> <p>・施策 ①高齢者虐待対策 ②高齢者世代の安否確認 ③介護の支援</p> <p>・現状調査 「地域包括支援センター」等の実績を踏まえ、適切な対応が望まれます。</p> <p>・相談機関 地域包括支援センター、市役所・高齢介護課</p> <p>・意見等</p> <p>ア. 昨年度から各種市民委員募集の応募資格について、「※75歳以上の方及び任期中に75歳に達する方を除く」の記事がよく目に付くようになりました。これは年齢で一律に制限するもので疑問に思います。</p> <p>イ. 高齢者と言っても、寝たきりの高齢者、一人暮らしの高齢者、認知症の高齢者、介護を必要とする高齢者そして自立している高齢者と様々です。それぞれの人に合った施策の実行を希望します。</p> <p><障害者></p> <p>・施策 ①障害者の住宅への入居拒否の防止 ②就職差別の是正 ③障害者施設の反対運動の禁止 ④障害者に対する偏見のない社会づくり</p> <p>・現状調査 障害福祉計画、障害者施策に関する長期行動計画の人権に関する部分を参考に、これらの計画の実行と相まって推進することが大切です。</p> <p>・相談機関 障害者総合相談センター、障害者虐待防止センター(障害福祉課)、障害者就業能力開発センター</p>	

番号	寄せられたご意見(概要)	市の考え方
	<p>・意見等</p> <p>ア. 障害の程度によりその人に適した職業に就けるように、知識や訓練ができる公共機関への紹介が必要です。</p> <p>イ. 障害者法定雇用率 2.0%(今年 4 月より 0.2%引き下げ)の未達成の民間企業には、障害者雇用の促進を図るよう協力を働き掛けるのも、一つの方法ではないでしょうか？</p> <p><女性></p> <p>・施策 ①女性に対する暴力等の防止 ②女性の労働の確保 ③働く女性の職場慣習の改善 ④母子や高齢女性家庭の貧困対策 ⑤出産しやすい環境づくり</p> <p>・現状調査 市の女性関係課や女性関係団体の連携により、人権侵害や子育ての悩み等の調査をし、これらの実態の把握が大事です。</p> <p>・相談機関 男女共同参画センター、地域子育て支援センター、DV ホットライン</p> <p>・意見等</p> <p>ア. 就職・昇進・賃金等の男女格差は、長い間の週間で一朝一夕に改善できるものではありません。この格差の是正に向けた事業者との交流の場づくりも重要です。</p> <p>イ. 女性に対する偏見や差別については、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、男女の特性を認め合い男女共同参画社会の実現に努力することが大切です。</p> <p>ウ. 女性に対する暴力の防止に関する学習・啓発と加害者の自覚が不可欠です。</p>	
2	<p>「具体的施策・計画の一覧表」の作成を提案 ー計画の進行管理(18)の関連ー</p> <p>各種の施策を優先順位の高いものから一覧表にまとめ、施策ごとに実施月・実施期間を、数値目標がある施策はこれを記入し、最終平成 32 年度は目標達成状況を記入します。これは工程表にもなり、各年度の進捗状況の管理にも使用できます。</p> <p>また、この一覧表を別刷りにして全世帯に配布すれば、市民に周知が図られ、協力が得られるものと思います。</p>	<p>ご意見を参考にして、計画書とは別に進行管理表を作成し、市ホームページなどを通じて広く市民に周知します。</p>

番号	寄せられたご意見(概要)	市の考え方
3	<p>「人権相談機関一覧表」の作成・配布</p> <p>相談機関を一表にまとめ、前記 2.の一覧表とともに配布しておけば、市民が何かで相談するとき、また虐待などで通報や連絡に便利です。</p> <p>或る相談等で複数の相談機関がある場合には、中心となる相談機関を特定しておく、市民は迷わずに相談又は連絡することができます。</p>	<p>自治振興課において各種相談を一覧にした「市民相談のご案内」を作成し、市内公共施設に置いています。今後、市ホームページなどを通じて、より一層市民に周知していきます。</p>
4	<p>常用漢字や送り仮名で気になる語句</p> <p>○根拠文献:新公用文・用字用語例集、国語辞典等 ※ページの配列は順不同</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての(1、2、10、12、20)→すべての ※ほかのページでは仮名書きが多い ・焦点をあてる(1)→焦点を当てる かけがえのない(1)→掛け替えのない ・繋がりを(1)→つながりを ・しかたがない(5)→仕方がない ・繋がって(7)→つながって ・取組み(目次、2、3、4、7、8、11、12、14、16、19、24、25)→取り組み <p>※相撲の組合せは「取組」 ※活用のある語は、活用語尾を仮名で送るのが原則で「取り組み」となる。また統一した方がよいと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身につける(12)→身に付ける:知識や技術が本当に自分のものになること。 ・大切にしあう(14)→大切にし合う ・さまざまな(2、3、7、8、11、14、15、16、17、19、25)→様々な <p>※ほかのページでは、漢字を遣っているところもある。統一を!</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のありかた(13)→心の在り方 気づかせ(13)→気付かせ ・結びつく(13)→結び付く ・もとづいて(14)→基づいて ・手だて(15)→手立て ・根づいた(19)→根付いた ・推進にあたって(16)→推進に当たって ・やさしさに(19)→優しさに ・行動でき(20)→行動ができ ・ふまえ(21)→踏まえ ・めざす(1)→目指す ・めざして(18)→目指して ・めざします(22)→目指します ・働きかけ(24)→働き掛け ・尊重しあう(25)→尊重し合う ・年より(32)→年寄り ・ひとり暮らし(32)→一人暮らし ・記録などを風化(19) ・問題を解決(20) ・市民のプライバシー(21) ・地域の中で(22) ・推進会議(22) <p>のアンダーラインは必要ないと思います。</p>	<p>原則として、摂津市公用文作成基準や常用漢字などにに基づき使用していますが、公用文特有の硬さを少しでもなくすため、これらを用いない場合もあります。基本的にはご意見のとおり修正及び統一を図ります。</p>

番号	寄せられたご意見(概要)	市の考え方
5	I 基本方針 2 摂津市における人権をめぐる状況 (3) 取り組むべき課題 9 ページの「◎外国人に関する課題」の在日韓国・朝鮮人についての説明の中で、「終戦後も何らかの理由で帰国できずに日本にとどまった人たちで、」という表現があるが、限定的であり、すべての人がそうである印象を受ける。	「終戦後も何らかの事情により多くの人が帰国できずに日本にとどまることになりましたが、」に表現を修正します。
6	I 基本方針 2 摂津市における人権をめぐる状況 (3) 取り組むべき課題 9 ページの「◎HIV 感染者・ハンセン病回復者等に関する課題」の HIV 感染についての説明の中で、「現在では治療効果を期待できる慢性疾患の一つです」という表現があるが、誤解を招くのではないか。	「現在では、治療によってその発症を予防したり、遅らせたりすることが可能であり、」と追記します。
7	Ⅲ資料編 41 ページからの「国内外の動き」の中に、「摂津地区人権推進企業連絡会」の経過も入れてはどうか。	追記します。